

ID: 3022

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	受胎調節実地指導員の指定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	母体保護法 第39条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和23年法律第156号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第39条第2項の規定による。 (受胎調節指導のために必要な医薬品)</p> <p>第39条</p> <p>2 都道府県知事は、第15条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が次の各号の1に該当したときは、同条同項の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 前項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品につき薬事法第43条第1項の規定の適用がある場合において、同項の規定による検定に合格しない当該医薬品を販売したとき</p> <p>(2) 前項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品以外の医薬品を業として販売したとき</p> <p>(3) 前各号の外、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対して、医薬品を業として販売したとき</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 22 年 3 月 30 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日